

【公告期間が終了しましたので、個人情報保護の観点から明細の掲載は行いません。】

平成24年11月19日

香川県高松市新田町甲34番地
株式会社 タダノ
代表取締役社長 多田野 宏一

所在不明株主の株式売却に関する異議申述の公告

当社は、平成24年10月16日開催の取締役会において、会社法第197条第1項に規定する株式（所在不明株主の株式）の売却を決定いたしました。

つきましては、下記の株主様ご所有株式を売却することに異議のある株主様およびその他の利害関係人は、平成25年2月21日までに、当社株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社に対しその旨をお申し出くださいますよう、会社法第198条の規定により公告いたします。

- (注) 1. 所在不明株主とは、株主名簿に記録された住所に宛てて発した通知または催告が5年以上継続して到達せず、かつ、継続して5年間剰余金の配当を受領していない株主をいいます。
2. 記載に関しては、一般的な都道府県順に配列しております。

【異議申述（申出）先】

株主名簿管理人	みずほ信託銀行株式会社
同 連絡先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-288-324（フリーダイヤル）

以 上